

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（修正案）」対照表

※ 注記：「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における修正箇所は，“赤字，下線”にて明示しています。

頁	現行	修正	理由
	<p data-bbox="333 440 981 592"> 柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 </p> <p data-bbox="512 1074 801 1117">2023年3月</p> <p data-bbox="315 1217 1001 1260">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1227 440 1874 592"> 柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 </p> <p data-bbox="1442 636 1655 683"><u>(修正案)</u></p> <p data-bbox="1400 1074 1697 1117"><u>2024年3月</u></p> <p data-bbox="1207 1217 1892 1260">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="2078 292 2101 308">-</p>

頁	現行				修正				理由
—	改 定 来 歴				改 定 来 歴				—
25	2023年3月24日 (原管発官 R4 第 268 号) ※1 (原管発官 R4 第 269 号) ※2	原子力災害対策特別措置法関係省令に併せた改定、SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定、オンサイト医療活動に係る改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出	25	2023年3月24日 (原管発官 R4 第 268 号) ※1 (原管発官 R4 第 269 号) ※2	原子力災害対策特別措置法関係省令に併せた改定、SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定、オンサイト医療活動に係る改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出		
26				26	2024年3月 日 (原管発官 R5 第 号) ※1 (原管発官 R5 第 号) ※2		※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出		

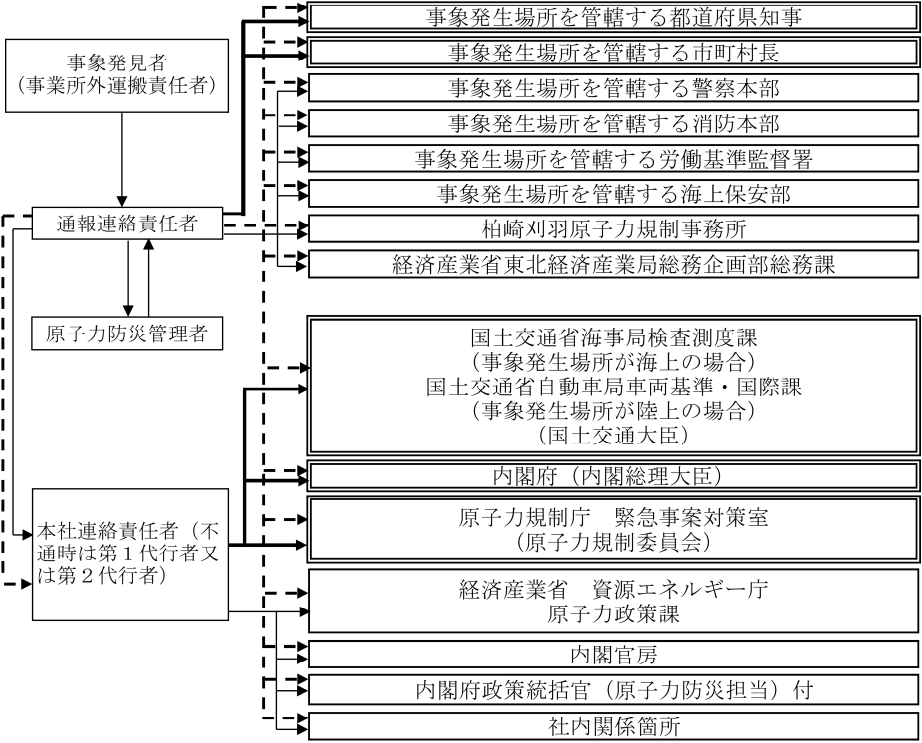
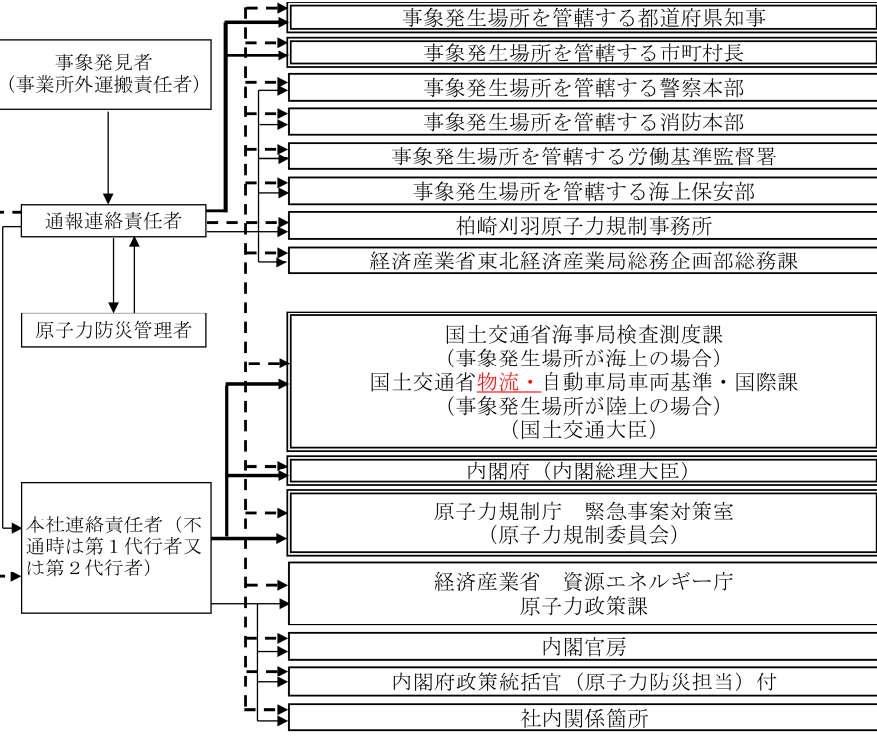
頁	現行	修正	理由
I-11	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制 4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-8に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領，点検記録の保管</p> <p>c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法，保管場所</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制 4. 原子力緊急事態支援組織の整備</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-8-<u>1</u>に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領，点検記録の保管</p> <p>c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法，保管場所</p>	別表追加による別表枝番号追加
I-24	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第8節 関係機関との連携 3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（柏崎市消防本部，柏崎警察署，新潟海上保安部及びその他関係機関）と平常時から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，平常時から公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第8節 関係機関との連携 3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（柏崎市消防本部，柏崎警察署，新潟海上保安部及びその他関係機関）と平常時から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，平常時から別表2-5-3に示す資機材を使用可能な状態に整備するとともに，別表2-8-2に定める公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	原子力災害医療体制（オンサイト医療）の充実に係る追加

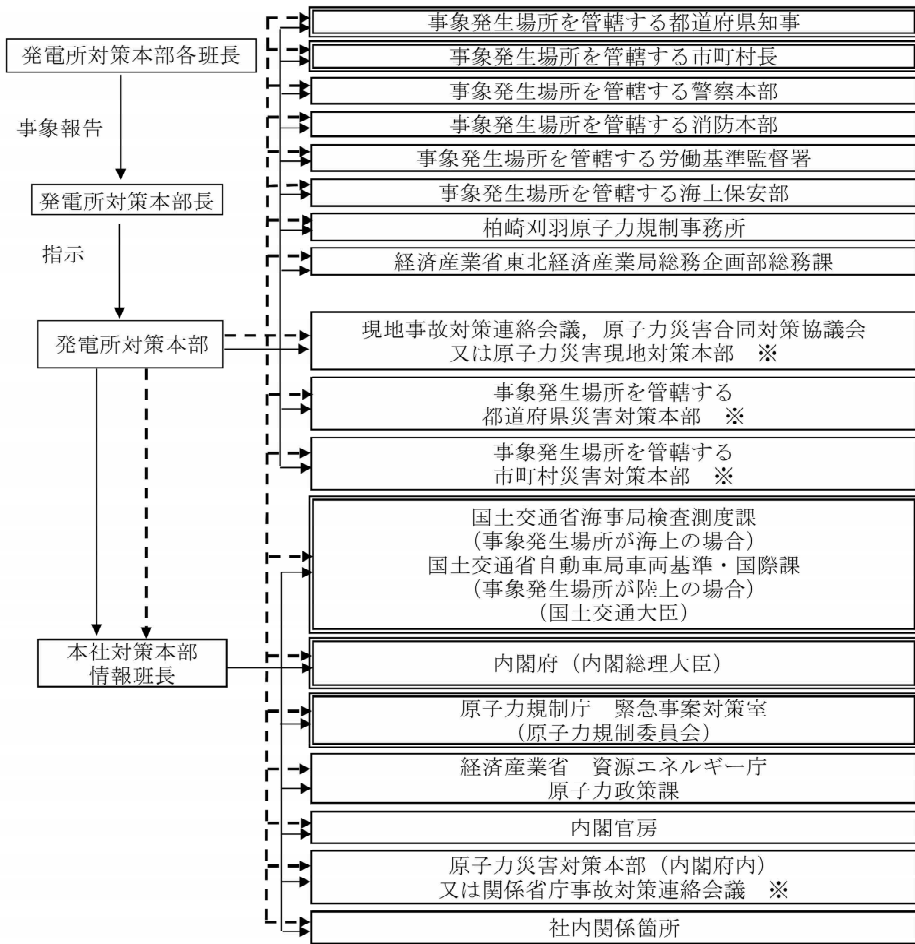
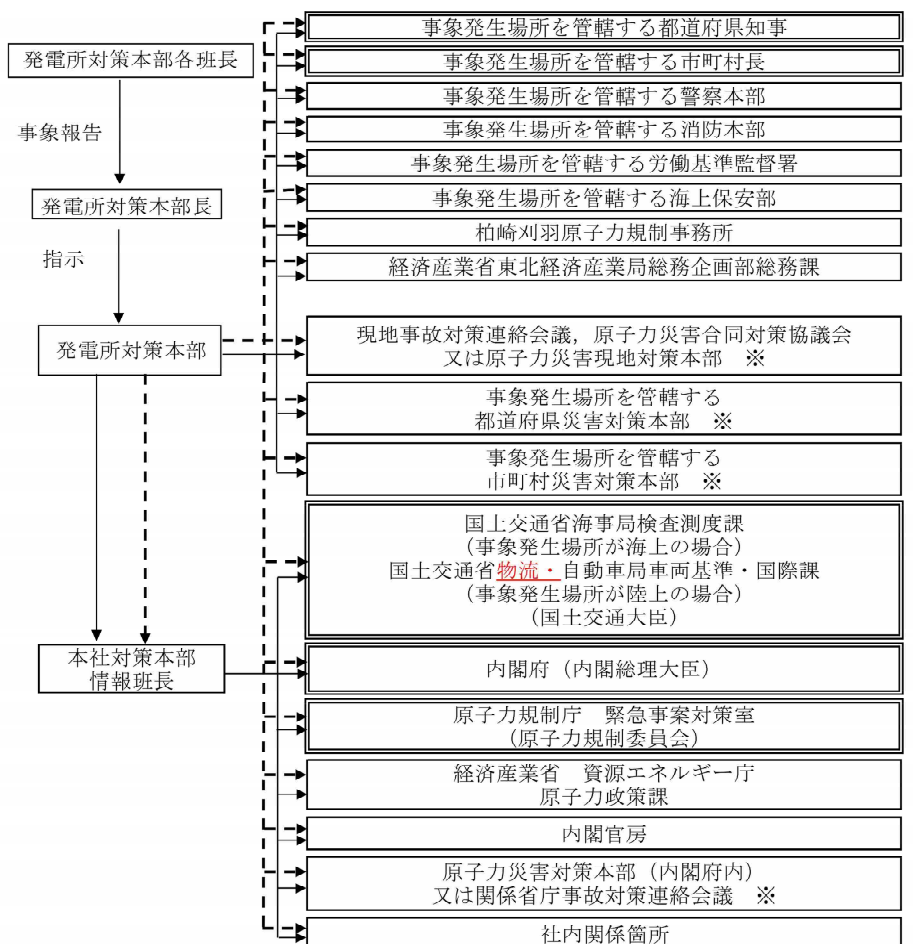
頁	現行	修正	理由
I-24	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び社長は、平常時より発電所周辺の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性物質及び放射線の特性 2. 原子力事業所の概要 3. 原子力災害とその特殊性 4. 原子力災害発生時における防災対策の内容 	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び社長は、平常時より発電所周辺の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性物質及び放射線の特性 2. 原子力事業所の概要 3. 原子力災害とその特殊性 4. 原子力災害発生時における防災対策の内容 <u>5. 施設の状況に応じた緊急事態の考え方</u> 	記載の明確化
I-28	<p style="text-align: center;">第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、別表2-9に示すSPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、別表2-9に示すSPDSのデータが国の<u>運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）</u>に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。<u>また、伝送に係る国・通信事業者との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。</u></p>	<p>SPDSからERSSへの伝送について明確化</p> <p>ERSS伝送不具合時の対応を追記</p>

頁	現行	修正	理由
I-42	<p data-bbox="571 220 788 304">第6章 その他 第2節 附則</p> <p data-bbox="338 368 936 395">本計画は、2023年3月24日より適用する。</p>	<p data-bbox="1467 220 1684 304">第6章 その他 第2節 附則</p> <p data-bbox="1285 368 1845 395">本計画は、<u>2024年3月</u>日より適用する。</p>	<p data-bbox="2011 252 2136 336">— (施行日の 記載のみ)</p>



頁	現行	修正	理由
	<p data-bbox="241 395 1066 545">柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="510 884 797 922">2023年3月</p> <p data-bbox="313 1174 999 1212">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1135 395 1960 545">柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="1400 884 1686 922"><u>2024年3月</u></p> <p data-bbox="1202 1174 1888 1212">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="2063 140 2123 175">理由</p> <p data-bbox="2078 188 2107 204">—</p>

頁	現行	修正	理由
II ⅰ ～ II ⅱ	<p>II 図表集</p> <p>別図 2-1 原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図 2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図 2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <p>別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路</p> <p>別図 2-5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路</p> <p>別図 2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図 2-7 緊急事態態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図 2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急事態態勢発令と発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路</p> <p>別図 2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急事態態勢発令と本社原子力防災要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図 2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>別図 2-11 その他の原子力防災資機材の保管場所</p> <p>別図 2-12 発電所敷地内の緊急時対策所及び応急処置施設</p> <p>別図 2-13 発電所敷地内の退避場所と集合場所</p> <p>別図 2-14 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p> <p>別図 3 公表内容の伝達経路</p> <p>別表 2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準</p> <p>別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準</p> <p>別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表 2-4-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表 2-4-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <p>別表 2-5-1 原子力防災資機材</p> <p>別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p>別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表 2-8 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</p> <p>別表 2-9 S P D S 伝送項目一覧</p> <p>別表 3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表 3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表 4 原子力災害事後対策における原子力防災要員及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与</p> <p>別表 5 他の原子力事業者で発生した原子力災害時における協力要員派遣準備人数・資機材貸与準備数</p> <p>別表 6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p>	<p>II 図表集</p> <p>別図 2-1 原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図 2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図 2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <p>別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路</p> <p>別図 2-5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路</p> <p>別図 2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図 2-7 緊急事態態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図 2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急事態態勢発令と発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路</p> <p>別図 2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急事態態勢発令と本社原子力防災要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図 2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>別図 2-11 その他の原子力防災資機材の保管場所</p> <p>別図 2-12 発電所敷地内の緊急時対策所及び応急処置施設</p> <p>別図 2-13 発電所敷地内の退避場所と集合場所</p> <p>別図 2-14 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p> <p>別図 3 公表内容の伝達経路</p> <p>別表 2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準</p> <p>別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準</p> <p>別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表 2-4-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表 2-4-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <p>別表 2-5-1 原子力防災資機材</p> <p>別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p><u>別表 2-5-3 医療関連資機材</u></p> <p>別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表 2-8 <u>1</u> 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</p> <p><u>別表 2-8-2 原子力安全研究協会</u></p> <p>別表 2-9 <u>E R S S</u> 伝送項目一覧</p> <p>別表 3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表 3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表 4 原子力災害事後対策における原子力防災要員及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与</p> <p>別表 5 他の原子力事業者で発生した原子力災害時における協力要員派遣準備人数・資機材貸与準備数</p> <p>別表 6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p>	<p>医療関連資機材の新規追加</p> <p>オンサイト医療に係る業務範囲の追加</p> <p>記載の適正化</p>

頁	現行	修正	理由
II-5	<p data-bbox="264 276 1077 323">別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p data-bbox="309 1145 1003 1249"> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p data-bbox="1227 276 2018 323">別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p data-bbox="1265 1145 1937 1249"> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p data-bbox="2063 233 2168 419">読替の反映(国土交通省組織改編に伴う変更)</p>

頁	現行	修正	理由
II-7	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>読替の反映(国土交通省組織改編に伴う変更)</p>

頁	現行	修正	理由
II-14	<p style="text-align: center;">別図 2-11 その他の原子力防災資機材の保管場所</p> <p>① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ サービス建屋 ④ 主排気筒 ⑤ 補助建屋 ⑥ 海水熱交換器建屋 ⑦ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑧ 超高压閉閉所 ⑨ 環境管理棟 ⑩ 事務建屋 ⑪ コントロール建屋 ⑫ 廃棄物処理建屋 ⑬ 使用済燃料輸送容器保管建屋</p> <p>//// 周辺監視区域 --- 敷地境界</p> <p>可搬型モニタリングポスト 緊急時対策用可搬型電源設備 消防車 タンクローリー4kL 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用) 放水砲 泡原液混合装置 泡原液搬送車 スクラバ水 pH 制御設備 可搬型窒素供給装置 放射性物質吸着材 汚濁防止膜(シルトフェンス) 小型船舶(汚濁防止膜設置用) 小型船舶(海上モニタリング用) 可搬型気象観測装置 タンクローリー4kL タンクローリー16kL 大容量送水車(熱交換器ユニット用) 大容量送水車(海水取水用) 電源車 代替熱交換器ユニット 消防車 ホイールローダー 可搬型モニタリングポスト</p> <p>ガスタービン発電機 燃料(軽油) 号炉間電力融通ケーブル 取水口 物置場 放水口 南防波堤</p>	<p style="text-align: center;">別図 2-11 その他の原子力防災資機材の保管場所</p> <p>① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ サービス建屋 ④ 主排気筒 ⑤ 補助建屋 ⑥ 海水熱交換器建屋 ⑦ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑧ 超高压閉閉所 ⑨ 環境管理棟 ⑩ 事務建屋 ⑪ コントロール建屋 ⑫ 廃棄物処理建屋 ⑬ 使用済燃料輸送容器保管建屋</p> <p>//// 周辺監視区域 --- 敷地境界</p> <p>可搬型モニタリングポスト 緊急時対策用可搬型電源設備 消防車 タンクローリー4kL 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用) 放水砲 泡原液混合装置 泡原液搬送車 スクラバ水 pH 制御設備 可搬型窒素供給装置 放射性物質吸着材 汚濁防止膜(シルトフェンス) 小型船舶(汚濁防止膜設置用) 小型船舶(海上モニタリング用) 可搬型気象観測装置 タンクローリー4kL タンクローリー16kL 大容量送水車(熱交換器ユニット用) 大容量送水車(海水取水用) 電源車 代替熱交換器ユニット 消防車 ホイールローダー 可搬型モニタリングポスト</p> <p>ガスタービン発電機 燃料(軽油) 号炉間電力融通ケーブル 取水口 物置場 放水口 南防波堤</p> <p>大容量送水車(熱交換器ユニット用) 電源車 消防車</p>	<p>電源機能等喪失時の対応資機材保管場所の追記</p>

頁	現行	修正	理由
II-17	<p data-bbox="232 245 866 268">別図 2-14 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p>  <p data-bbox="271 1410 891 1433">この背景地図等データは、国土地理院電子地形図を使用したものである。</p>	<p data-bbox="1180 245 1814 268">別図 2-14 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p>  <p data-bbox="1218 1410 1839 1433">この背景地図等データは、国土地理院電子地形図を使用したものである。</p>	<p data-bbox="2063 233 2168 451">本社機能の新潟移転に伴う原子力災害対策支援拠点の変更</p>

頁	現行			修正			理由
II-21	EAL番号	AL25 (※1)	BWR	EAL番号	AL25 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴うEAL見直し
	EAL略称	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ		EAL略称	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ		
	EAL	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。		EAL	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。		
	事業者解釈	<p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用交流母線」とは、1～5号機においては、非常用交流高圧母線C系、D系及びH系を、6号及び7号機においては、非常用交流高圧母線C系、D系及びE系をいう。</p> <p>(3) 非常用交流高圧母線への電気の供給がなされていれば低圧母線への電気の供給が見込めるため、「非常用交流母線」は、非常用交流高圧母線とする。</p> <p>(4) 「非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機^{※3}に限る)のどれか1つになった場合をいう。</p> <p>計画的にこうした状態にする場合を除く。</p> <p>(5) 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていない場合をいい、これを起点としてSE25及びGE25のカウンタアップを開始する。</p> <p>(6) 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。</p>		事業者解釈	<p>(1) 全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「非常用交流母線」とは、1～5号機においては、非常用交流高圧母線C系、D系及びH系を、6号及び7号機においては、非常用交流高圧母線C系、D系及びE系をいう。</p> <p>(3) 非常用交流高圧母線への電気の供給がなされていれば低圧母線への電気の供給が見込めるため、「非常用交流母線」は、非常用交流高圧母線とする。</p> <p>(4) 「非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機^{※3}に限る)のどれか1つになった場合をいう。</p> <p>計画的にこうした状態にする場合を除く。</p> <p>(5) 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていない場合をいい、これを起点としてSE25及びGE25のカウンタアップを開始する。</p> <p>(6) 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。</p>		
規制庁解説	<p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p>		規制庁解説	<p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む。)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p>			

頁	現行			修正			理由
II-35	EAL番号	SE27 (※1)	BWR	EAL番号	SE27 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴うEAL見直し
	EAL略称	直流電源の部分喪失		EAL略称	直流電源の部分喪失		
	EAL	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。		EAL	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。		
	事業者解釈	<p>【1～5号機】</p> <p>(1)全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用直流母線」とは、125V DC 母線A及びBをいう。</p> <p>(3)「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば125V DC 母線Aが使用不能となった場合に、125V DC 母線Bに電気を供給する電源が、蓄電池B、充電器B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p>【6号及び7号機】</p> <p>(1)全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用直流母線」とは、125V DC 母線A、B及びCをいう。</p> <p>(3)「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば125V DC 母線A及びCが使用不能となった場合に、125V DC 母線Bに電気を供給する電源が、蓄電池B、充電器B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p>		事業者解釈	<p>【1～5号機】</p> <p>(1)全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用直流母線」とは、125V DC 母線A及びBをいう。</p> <p>(3)「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば125V DC 母線Aが使用不能となった場合に、125V DC 母線Bに電気を供給する電源が、蓄電池B、充電器B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p> <p>【6号及び7号機】</p> <p>(1)全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用直流母線」とは、125V DC 母線A、B及びCをいう。</p> <p>(3)「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば125V DC 母線A及びCが使用不能となった場合に、125V DC 母線Bに電気を供給する電源が、蓄電池B、充電器B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。</p>		
	規制庁解説	<p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>		規制庁解説	<p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源(重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。)が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>		

頁	現行			修正			理由
II-37	EAL番号	SE43 (※1)	BWR	EAL番号	SE43 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴うEAL見直し
	EAL略称	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用		EAL略称	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用		
	EAL	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。		EAL	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。		
	事業者解釈	(1)原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器放射線モニタが基準値以下にある場合をいう。 (3)格納容器放射線モニタの基準値は、被覆管損傷 0.1% (追加放出相当) とする。		事業者解釈	(1)原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器放射線モニタが基準値以下にある場合をいう。 (3)格納容器放射線モニタの基準値は、被覆管損傷 0.1% (追加放出相当) とする。 <u>(4)「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること」とは耐圧強化ベントを使用した場合も該当する。</u>		
	規制庁解説	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。		規制庁解説	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置(同等の機能を有する設備を含む。)を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。		

頁	現行			修正			理由
II-49	EAL番号	GE22 (※1)	BWR	EAL番号	GE22 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴うEAL見直し
	EAL略称	原子炉注水機能の喪失		EAL略称	原子炉注水機能の喪失		
	EAL	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。		EAL	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。		
	事業者解釈	<p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」をいう。</p> <p>(2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p> <p>(3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、設計基準事故対処設備及び同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、非常用炉心冷却系、高圧代替注水系^{※3}により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例:ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。</p> <p>また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事象に該当するものとする。</p>		事業者解釈	<p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」及び「高温停止」をいう。</p> <p>(2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p> <p>(3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、設計基準事故対処設備及び同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する設備として、非常用炉心冷却系、高圧代替注水系^{※3}により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例:ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。</p> <p>また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事象に該当するものとする。</p>		
	規制庁解説	<p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備又はSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p> <p>「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう。</p>		規制庁解説	<p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p> <p>「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう。</p>		

頁	現行			修正			理由
II-50	EAL番号	GE27 (※1)	BWR	EAL番号	GE27 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定(特重施設等を判断基準に追加)に伴うEAL見直し
	EAL略称	全直流電源の5分以上喪失		EAL略称	全直流電源の5分以上喪失		
	EAL	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。		EAL	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。		
	事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、1～5号機の場合125V DC母線A及びB、6号及び7号機の場合125V DC母線A、B及びCが使用不能となった場合をいう。		事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、1～5号機の場合125V DC母線A及びB、6号及び7号機の場合125V DC母線A、B及びCが使用不能となった場合をいう。		
	規制庁解説	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。		規制庁解説	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備(重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。)からの電気をいう。		


頁	現行		修正		理由		
II-53	EAL番号	GE51 (※1)	BWR	EAL番号	GE51 (※1)	BWR	原子力災害対策指針等の改定（特重施設等を判断基準に追加）に伴うEAL見直し
	EAL略称	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失		EAL略称	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失		
	EAL	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。		EAL	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。		
	事業者解釈	<p>(1)全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる」とは、次の状態をいう。</p> <p>①原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>②原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>(3)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。</p> <p>(4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。</p>		事業者解釈	<p>(1)全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる」とは、次の状態をいう。</p> <p>①原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>②原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、当該場所からの退避が必要となった場合をいう。</p> <p>(3)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。</p> <p>(4)「原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。</p>		
規制庁解説	<p>火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>		規制庁解説	<p>火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室及び緊急時制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>			

頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																																																																																																														
II-59	<p>別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設代替交流電源設備</td> <td>ガスタービン発電機 4500kVA</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">7号機タービン建屋南側</td> <td rowspan="2">1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>20キロリットル以上</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>電源車500kVA</td> <td></td> <td>4台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替原子炉補機冷却系</td> <td>代替熱交換器ユニット</td> <td>2式</td> <td rowspan="2">荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車</td> <td>2台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td></td> <td>8台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td></td> <td>4台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料補給設備</td> <td>タンクローリー4kL</td> <td>3台</td> <td rowspan="2">大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー16kL</td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> </tr> <tr> <td>号炉間電力融通ケーブル</td> <td></td> <td>1セット</td> <td>荒浜側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉建屋放水設備</td> <td>大容量送水車</td> <td>1台</td> <td rowspan="4">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="4">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td></td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車(海水取水用)</td> <td></td> <td>2台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海洋拡散抑制設備</td> <td>放射性物質吸着材</td> <td>6式</td> <td rowspan="3">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="3">1回/3ヶ月</td> <td rowspan="3">外観点検</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜(シルトフェンス)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(汚濁防止膜設置用)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>スクラバ水 pH 制御設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">監視測定設備</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>15台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋</td> <td rowspan="4">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(海上モニタリング用)</td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測装置</td> <td>1台</td> <td></td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>2台</td> <td>5号機原子炉建屋東側保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>荒浜側高台保管場所:(T.M.S.L 37m以上), 大湊側高台保管場所:(T.M.S.L 34m以上), 荒浜側高台南:(T.M.S.L 21m以上), 資機材倉庫:(T.M.S.L 34m以上), 5号機東側保管場所:(T.M.S.L 12m以上), 5号機東側第二保管場所:(T.M.S.L 12m以上), 7号機タービン建屋南側:(T.M.S.L 12m以上)</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認	燃料(軽油)	20キロリットル以上	数量確認	電源車500kVA		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車	2台	機能確認	消防車		8台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認	燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	タンクローリー16kL	1台	大湊側高台保管場所	号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検	原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	放水砲	1台	外観点検	泡原液混合装置	1台	外観点検	泡原液搬送車	1台	機能確認	可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車(海水取水用)		2台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台	スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所	外観確認	可搬型気象観測装置	1台		機能確認	緊急時対策所用可搬型電源設備	2台	5号機原子炉建屋東側保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	<p>別表 2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設代替交流電源設備</td> <td>ガスタービン発電機 4,500kVA</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">7号機タービン建屋南側</td> <td rowspan="2">1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料(軽油)</td> <td>20キロリットル以上</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>電源車 500kVA</td> <td></td> <td>4台※1 (予備:1台)※2</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替原子炉補機冷却系</td> <td>代替熱交換器ユニット</td> <td>2式</td> <td rowspan="2">荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車</td> <td>2台※1 (予備:1台)※2</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防車</td> <td></td> <td>8台※1 (予備:1台)※2</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td></td> <td>4台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料補給設備</td> <td>タンクローリー4kL</td> <td>3台</td> <td rowspan="2">大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所</td> <td rowspan="2">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー16kL</td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> </tr> <tr> <td>号炉間電力融通ケーブル</td> <td></td> <td>1セット</td> <td>荒浜側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉建屋放水設備</td> <td>大容量送水車</td> <td>1台※1 (予備:1台)※2</td> <td rowspan="4">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="4">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td></td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車(海水取水用)</td> <td></td> <td>1台※1 (予備:1台)※2</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海洋拡散抑制設備</td> <td>放射性物質吸着材</td> <td>6式</td> <td rowspan="3">大湊側高台保管場所</td> <td rowspan="3">1回/3ヶ月</td> <td rowspan="3">外観点検</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜(シルトフェンス)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(汚濁防止膜設置用)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>スクラバ水 pH 制御設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">監視測定設備</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>15台</td> <td>荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋</td> <td rowspan="4">1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>小型船舶(海上モニタリング用)</td> <td>1台</td> <td>大湊側高台保管場所</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測装置</td> <td>1台</td> <td></td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>2台</td> <td>5号機原子炉建屋東側保管場所</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>荒浜側高台保管場所:(T.M.S.L 37m以上), 大湊側高台保管場所:(T.M.S.L 34m以上), 5号機東側保管場所:(T.M.S.L 12m以上), 5号機東側第二保管場所:(T.M.S.L 12m以上), 7号機タービン建屋南側:(T.M.S.L 12m以上)</p> <p>※1 緊急時対応に必要な主な資機材数量であり、発電所内に常時配備する数量を示す。 ※2 予備は故障時バックアップ及び保守点検時待機除外時バックアップのための数量を示す。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4,500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認	燃料(軽油)	20キロリットル以上	数量確認	電源車 500kVA		4台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2	機能確認	消防車		8台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認	燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	タンクローリー16kL	1台	大湊側高台保管場所	号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検	原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台※1 (予備:1台)※2	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	放水砲	1台	外観点検	泡原液混合装置	1台	外観点検	泡原液搬送車	1台	機能確認	可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	大容量送水車(海水取水用)		1台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台	スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所	外観確認	可搬型気象観測装置	1台		機能確認	緊急時対策所用可搬型電源設備	2台	5号機原子炉建屋東側保管場所	1回/3ヶ月	機能確認	可搬型ポンプ等の必要台数及び予備台数の明確化
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																																																												
常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	燃料(軽油)	20キロリットル以上			数量確認																																																																																																																																																																																																																																												
電源車500kVA		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	大容量送水車	2台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
消防車		8台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	タンクローリー16kL	1台			大湊側高台保管場所																																																																																																																																																																																																																																												
号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	放水砲	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
	泡原液混合装置	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
	泡原液搬送車	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
大容量送水車(海水取水用)		2台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式																																																																																																																																																																																																																																															
	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台																																																																																																																																																																																																																																															
スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所		外観確認																																																																																																																																																																																																																																												
	可搬型気象観測装置	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	緊急時対策所用可搬型電源設備	2台	5号機原子炉建屋東側保管場所		1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																											
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																																																												
常設代替交流電源設備	ガスタービン発電機 4,500kVA	1台	7号機タービン建屋南側	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	燃料(軽油)	20キロリットル以上			数量確認																																																																																																																																																																																																																																												
電源車 500kVA		4台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
代替原子炉補機冷却系	代替熱交換器ユニット	2式	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2			機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
消防車		8台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
ホイールローダー		4台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
燃料補給設備	タンクローリー4kL	3台	大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋東側第二保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	タンクローリー16kL	1台			大湊側高台保管場所																																																																																																																																																																																																																																												
号炉間電力融通ケーブル		1セット	荒浜側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
原子炉建屋放水設備	大容量送水車	1台※1 (予備:1台)※2	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	放水砲	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
	泡原液混合装置	1台			外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
	泡原液搬送車	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
可搬型窒素供給装置		1台	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
大容量送水車(海水取水用)		1台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
海洋拡散抑制設備	放射性物質吸着材	6式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	外観点検																																																																																																																																																																																																																																												
	汚濁防止膜(シルトフェンス)	1式																																																																																																																																																																																																																																															
	小型船舶(汚濁防止膜設置用)	1台																																																																																																																																																																																																																																															
スクラバ水 pH 制御設備		1式	大湊側高台保管場所	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
監視測定設備	可搬型モニタリングポスト	15台	荒浜側高台保管場所 大湊側高台保管場所 5号機原子炉建屋	1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	小型船舶(海上モニタリング用)	1台	大湊側高台保管場所		外観確認																																																																																																																																																																																																																																												
	可搬型気象観測装置	1台			機能確認																																																																																																																																																																																																																																												
	緊急時対策所用可搬型電源設備	2台	5号機原子炉建屋東側保管場所		1回/3ヶ月	機能確認																																																																																																																																																																																																																																											

頁	現行	修正	理由																																																																																																																		
II-60	(表追加)	<p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分類</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 15%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管場所</th> <th style="width: 10%;">点検頻度</th> <th style="width: 20%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材</td> <td style="text-align: center;">大容量送水車</td> <td style="text-align: center;">2台※1 (予備:1台)※2</td> <td style="text-align: center;">荒浜側高台南</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく 点検頻度</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく 点検</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電源車 500kVA</td> <td style="text-align: center;">10台※1 (予備:2台)※2</td> <td style="text-align: center;">荒浜側高台 (荒浜自主エリア)</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく 点検頻度</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく 点検</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防車</td> <td style="text-align: center;">6台※1 (予備:1台)※2</td> <td style="text-align: center;">荒浜側高台南</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく 点検頻度</td> <td style="text-align: center;">道路運送車 両法に基づく 点検</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">荒浜側高台南：(T.M.S.L 21m以上)、荒浜側高台(荒浜自主エリア)：(T.M.S.L 32m以上)、 ※1 電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材数量であり、発電所内に常時配備する数量を示す。 ※2 予備は故障時バックアップ及び保守点検時待機除外時バックアップのための数量を示す。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく 点検頻度	道路運送車 両法に基づく 点検	電源車 500kVA	10台※1 (予備:2台)※2	荒浜側高台 (荒浜自主エリア)	道路運送車 両法に基づく 点検頻度	道路運送車 両法に基づく 点検	消防車	6台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく 点検頻度	道路運送車 両法に基づく 点検	可搬型ポンプ等の必要台数及び予備台数の明確化																																																																																												
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																
電源機能等喪失時の対応に必要な主な資機材	大容量送水車	2台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく 点検頻度	道路運送車 両法に基づく 点検																																																																																																																
	電源車 500kVA	10台※1 (予備:2台)※2	荒浜側高台 (荒浜自主エリア)	道路運送車 両法に基づく 点検頻度	道路運送車 両法に基づく 点検																																																																																																																
	消防車	6台※1 (予備:1台)※2	荒浜側高台南	道路運送車 両法に基づく 点検頻度	道路運送車 両法に基づく 点検																																																																																																																
II-60	<p style="text-align: center;">エネルギーホール（原子力事業所災害対策支援拠点）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分類</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管場所</th> <th style="width: 10%;">点検頻度</th> <th style="width: 20%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材</td> <td>衛星携帯電話</td> <td style="text-align: center;">3台</td> <td style="text-align: center;">本社</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td style="text-align: center;">5台</td> <td style="text-align: center;">本社</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td style="text-align: center;">2台</td> <td style="text-align: center;">エネルギーホール</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">42台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>簡易式入退域管理装置</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td style="text-align: center;">本社</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td style="text-align: center;">945台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>保護衣類 (不織布カバーオール)</td> <td style="text-align: center;">3,300着</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">数量確認</td> </tr> <tr> <td>保護具類（全面マスク）</td> <td style="text-align: center;">1,100個</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認	FAX	2台	エネルギーホール	1回/年	機能確認	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	保護衣類 (不織布カバーオール)	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	<p style="text-align: center;">南光寮（原子力事業所災害対策支援拠点）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分類</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管場所</th> <th style="width: 10%;">点検頻度</th> <th style="width: 20%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材</td> <td>衛星携帯電話</td> <td style="text-align: center;">3台</td> <td style="text-align: center;">本社</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td style="text-align: center;">5台</td> <td style="text-align: center;">本社</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: center;">南光寮</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">42台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>簡易式入退域管理装置</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td style="text-align: center;">本社</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td style="text-align: center;">945台</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> </tr> <tr> <td>保護衣類 (不織布カバーオール)</td> <td style="text-align: center;">3,300着</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">数量確認</td> </tr> <tr> <td>保護具類（全面マスク）</td> <td style="text-align: center;">1,100個</td> <td>福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td style="text-align: center;">数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認	FAX	1台	南光寮	1回/年	機能確認	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認	保護衣類 (不織布カバーオール)	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認	本社機能の新潟移転に伴う原子力事業所災害対策支援拠点の変更
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	FAX	2台	エネルギーホール	1回/年	機能確認																																																																																																																
	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	保護衣類 (不織布カバーオール)	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																
	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	3台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	携帯電話	5台	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	FAX	1台	南光寮	1回/年	機能確認																																																																																																																
	汚染密度測定用サーベイメータ	42台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	シンチレーションサーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	電離箱サーベイメータ	1台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	簡易式入退域管理装置	1式	本社	1回/年	機能確認																																																																																																																
	個人線量計	945台	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	機能確認																																																																																																																
	保護衣類 (不織布カバーオール)	3,300着	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																
	保護具類（全面マスク）	1,100個	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	1回/年	数量確認																																																																																																																

頁	現行	修正	理由																																					
II-62	(表追加による新規ページ追加)	<p style="text-align: center;">別表 2-5-3 医療関連資機材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">医療 関連 資機 材</td> <td>A E D</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td style="text-align: center;">1 回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>アンビューバック</td> <td style="text-align: center;">1 個</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td style="text-align: center;">1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td style="text-align: center;">1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td style="text-align: center;">1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>点滴台</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td style="text-align: center;">1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>免震重要棟 1 階</td> <td style="text-align: center;">1 回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	医療 関連 資機 材	A E D	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	機能確認	アンビューバック	1 個	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	ストレッチャー	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	担架	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	点滴台	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	車椅子	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認	オンサイト医療の充実に係る追加
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																			
医療 関連 資機 材	A E D	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	機能確認																																			
	アンビューバック	1 個	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	ストレッチャー	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	担架	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	点滴台	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
	車椅子	1 台	免震重要棟 1 階	1 回/年	外観確認																																			
II-66	<p style="text-align: center;">別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設 (3/4)</p> <p>4. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) エネルギーホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>新潟県柏崎市駅前 2 丁目 2-30</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位, 距離</td> <td>南南西 約 8 km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約 3,000m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>・非常用ディーゼル発電機 定格 50kVA 以上</td> </tr> <tr> <td>非常用通信機器</td> <td>・電話 (地上系, 衛星系) は本社から持込 ・F A X (地上系)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品等 (食料, 飲料水等) は信濃川電力所備蓄品を搬入</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	仕 様	所在地	新潟県柏崎市駅前 2 丁目 2-30	発電所からの方位, 距離	南南西 約 8 km	敷地面積	約 3,000m ²	非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 定格 50kVA 以上	非常用通信機器	・電話 (地上系, 衛星系) は本社から持込 ・F A X (地上系)	その他	消耗品等 (食料, 飲料水等) は信濃川電力所備蓄品を搬入	<p style="text-align: center;">別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設 (3/4)</p> <p>4. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) <u>南光寮</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>新潟県柏崎市<u>田中 3 番 13 号</u></td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位, 距離</td> <td>南南西 約 8 km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td><u>約 5,000m²</u></td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>・<u>非常用発電機 (外部より調達)</u></td> </tr> <tr> <td>非常用通信機器</td> <td>・電話 (地上系, 衛星系) は本社から持込 ・F A X (地上系)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品等 (食料, 飲料水等) は信濃川電力所備蓄品を搬入</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	仕 様	所在地	新潟県柏崎市 <u>田中 3 番 13 号</u>	発電所からの方位, 距離	南南西 約 8 km	敷地面積	<u>約 5,000m²</u>	非常用電源	・ <u>非常用発電機 (外部より調達)</u>	非常用通信機器	・電話 (地上系, 衛星系) は本社から持込 ・F A X (地上系)	その他	消耗品等 (食料, 飲料水等) は信濃川電力所備蓄品を搬入	本社機能の新潟移転に伴う原子力事業所災害対策支援拠点の変更									
項 目	仕 様																																							
所在地	新潟県柏崎市駅前 2 丁目 2-30																																							
発電所からの方位, 距離	南南西 約 8 km																																							
敷地面積	約 3,000m ²																																							
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 定格 50kVA 以上																																							
非常用通信機器	・電話 (地上系, 衛星系) は本社から持込 ・F A X (地上系)																																							
その他	消耗品等 (食料, 飲料水等) は信濃川電力所備蓄品を搬入																																							
項 目	仕 様																																							
所在地	新潟県柏崎市 <u>田中 3 番 13 号</u>																																							
発電所からの方位, 距離	南南西 約 8 km																																							
敷地面積	<u>約 5,000m²</u>																																							
非常用電源	・ <u>非常用発電機 (外部より調達)</u>																																							
非常用通信機器	・電話 (地上系, 衛星系) は本社から持込 ・F A X (地上系)																																							
その他	消耗品等 (食料, 飲料水等) は信濃川電力所備蓄品を搬入																																							

頁	現行	修正	理由																																				
II-68	<p style="text-align: center;">別表 2-8 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="226 411 1088 560"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟, 資機材保管庫・車庫棟, 屋外訓練フィールド, ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21 名 (所長, 支援組織要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="226 651 1088 1169"> <tr> <td>資機材の集中管理</td> <td>保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い, 使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに, 保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 継続的に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内, 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 技能の定着を目的とした訓練を定期的 (1 回/年) に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し, 資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認, 支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36	施設概要	事務所棟, 資機材保管庫・車庫棟, 屋外訓練フィールド, ヘリポート等	要員数	21 名 (所長, 支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い, 使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに, 保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 継続的に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内, 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 技能の定着を目的とした訓練を定期的 (1 回/年) に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し, 資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認, 支援対応に関する改善事項を確認する。	<p style="text-align: center;">別表 2-8-1 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1173 411 2036 560"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟, 資機材保管庫・車庫棟, 屋外訓練フィールド, ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21 名 (所長, 支援組織要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="1173 651 2036 1169"> <tr> <td>資機材の集中管理</td> <td>保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い, 使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに, 保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 継続的に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内, 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 技能の定着を目的とした訓練を定期的 (1 回/年) に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し, 資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認, 支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36	施設概要	事務所棟, 資機材保管庫・車庫棟, 屋外訓練フィールド, ヘリポート等	要員数	21 名 (所長, 支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い, 使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに, 保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 継続的に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内, 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 技能の定着を目的とした訓練を定期的 (1 回/年) に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し, 資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認, 支援対応に関する改善事項を確認する。	別表追加による別表枝番号追加
実施主体	日本原子力発電株式会社																																						
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																																						
所在地	福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36																																						
施設概要	事務所棟, 資機材保管庫・車庫棟, 屋外訓練フィールド, ヘリポート等																																						
要員数	21 名 (所長, 支援組織要員)																																						
資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い, 使用可能な状態に整備する。																																						
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに, 保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																						
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 継続的に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内, 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 技能の定着を目的とした訓練を定期的 (1 回/年) に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等																																						
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し, 資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認, 支援対応に関する改善事項を確認する。																																						
実施主体	日本原子力発電株式会社																																						
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																																						
所在地	福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36																																						
施設概要	事務所棟, 資機材保管庫・車庫棟, 屋外訓練フィールド, ヘリポート等																																						
要員数	21 名 (所長, 支援組織要員)																																						
資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い, 使用可能な状態に整備する。																																						
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに, 保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																						
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 継続的に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所 : 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内, 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度 : 操作技能の習得訓練実施後, 技能の定着を目的とした訓練を定期的 (1 回/年) に実施 ・主要内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス, 運転操作等																																						
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し, 資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認, 支援対応に関する改善事項を確認する。																																						

頁	現行	修正	理由																						
II-70	(別表追加による新規ページ追加)	<p style="text-align: center;"><u>別表 2-8-2 原子力安全研究協会</u></p> <p>1. <u>原子力安全研究協会の概要</u></p> <table border="1" data-bbox="1193 375 2018 440"> <tr> <td>名 称</td> <td>公益財団法人 原子力安全研究協会</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東京都港区新橋5丁目18番7号</td> </tr> </table> <p>2. <u>平時の主なオンライン医療業務</u></p> <table border="1" data-bbox="1193 525 2018 729"> <tr> <td>医師等の待機等</td> <td>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者との連携</td> <td>災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p>3. <u>原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容</u></p> <div data-bbox="1193 826 2018 1142">  <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <p><u>発災事業者への支援内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 </div> <p>4. <u>保有資機材一覧</u></p> <p>原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 1275 2018 1431"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現地活動用資機材</td> <td>医療用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>通信用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会	所 在 地	東京都港区新橋5丁目18番7号	医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。	原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。	分 類	名 称	数 量	現地活動用資機材	医療用資機材	1式	通信用資機材	1式	放射線管理資機材	1式	一般資機材	1式	<p>オンライン医療の充実に係る追加</p>
名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会																								
所 在 地	東京都港区新橋5丁目18番7号																								
医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。																								
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。																								
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。																								
分 類	名 称	数 量																							
現地活動用資機材	医療用資機材	1式																							
	通信用資機材	1式																							
	放射線管理資機材	1式																							
	一般資機材	1式																							

頁	現行	修正	理由																																																																																																						
II-71	<p style="text-align: center;">別表 2-9 SPDS 伝送項目一覧</p> <p>柏崎刈羽 1 号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>SGTS 放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>風向 20M</td> <td>deg</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>風向 160M</td> <td>deg</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>風速 20M</td> <td>m/s</td> </tr> </tbody> </table>	No.	常時伝送項目	単位	1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A	2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	4	SGTS 放射線モニタ (IC) (最大)	A	5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	7	風向 20M	deg	8	風向 160M	deg	9	風速 20M	m/s	<p style="text-align: center;">別表 2-9 ERSS 伝送項目一覧</p> <p>柏崎刈羽 1 号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>排気筒 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>SGTS 放射線モニタ (IC) (最大)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) A</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>SGTS 放射線モニタ (SCIN) B</td> <td>s-1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>風向 20M</td> <td>deg</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>風向 160M</td> <td>deg</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>風速 20M</td> <td>m/s</td> </tr> </tbody> </table>	No.	常時伝送項目	単位	1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A	2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	4	SGTS 放射線モニタ (IC) (最大)	A	5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1	6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1	7	風向 20M	deg	8	風向 160M	deg	9	風速 20M	m/s	記載の適正化																																										
No.	常時伝送項目	単位																																																																																																							
1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A																																																																																																							
2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																																																																							
3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																																																																							
4	SGTS 放射線モニタ (IC) (最大)	A																																																																																																							
5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																																																																							
6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																																																																							
7	風向 20M	deg																																																																																																							
8	風向 160M	deg																																																																																																							
9	風速 20M	m/s																																																																																																							
No.	常時伝送項目	単位																																																																																																							
1	排気筒 放射線モニタ (IC) (最大)	A																																																																																																							
2	排気筒 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																																																																							
3	排気筒 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																																																																							
4	SGTS 放射線モニタ (IC) (最大)	A																																																																																																							
5	SGTS 放射線モニタ (SCIN) A	s-1																																																																																																							
6	SGTS 放射線モニタ (SCIN) B	s-1																																																																																																							
7	風向 20M	deg																																																																																																							
8	風向 160M	deg																																																																																																							
9	風速 20M	m/s																																																																																																							
II-88	<p>柏崎刈羽 6 号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>121</td> <td>SGTS (B) 作動 (1 系)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>122</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>123</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>124</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>126</td> <td>6 号機 海水モニタ (指数タイプ)</td> <td>min-1</td> </tr> <tr> <td>127</td> <td>SRNM (A) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>128</td> <td>SRNM (B) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>129</td> <td>SRNM (C) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>130</td> <td>SRNM (D) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>SRNM (E) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>132</td> <td>SRNM (F) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>133</td> <td>SRNM (G) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>134</td> <td>SRNM (H) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>135</td> <td>使用済燃料プール水位</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。</p>	No.	常時伝送項目	単位	121	SGTS (B) 作動 (1 系)	DIGITAL	122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL	123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL	124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL	125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL	126	6 号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1	127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR	128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR	129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR	130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR	131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR	132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR	133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR	134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR	135	使用済燃料プール水位	mm	<p>柏崎刈羽 6 号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>121</td> <td>SGTS (B) 作動 (1 系)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>122</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>123</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>124</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)</td> <td>DIGITAL</td> </tr> <tr> <td>126</td> <td>6 号機 海水モニタ (指数タイプ)</td> <td>min-1</td> </tr> <tr> <td>127</td> <td>SRNM (A) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>128</td> <td>SRNM (B) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>129</td> <td>SRNM (C) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>130</td> <td>SRNM (D) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>SRNM (E) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>132</td> <td>SRNM (F) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>133</td> <td>SRNM (G) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>134</td> <td>SRNM (H) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>135</td> <td>SRNM (J) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>136</td> <td>SRNM (L) 線形%出力</td> <td>%PWR</td> </tr> <tr> <td>137</td> <td>使用済燃料プール水位</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。</p>	No.	常時伝送項目	単位	121	SGTS (B) 作動 (1 系)	DIGITAL	122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL	123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL	124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL	125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL	126	6 号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1	127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR	128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR	129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR	130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR	131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR	132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR	133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR	134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR	135	SRNM (J) 線形%出力	%PWR	136	SRNM (L) 線形%出力	%PWR	137	使用済燃料プール水位	mm	記載の適正化
No.	常時伝送項目	単位																																																																																																							
121	SGTS (B) 作動 (1 系)	DIGITAL																																																																																																							
122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL																																																																																																							
123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL																																																																																																							
124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL																																																																																																							
125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL																																																																																																							
126	6 号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1																																																																																																							
127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
135	使用済燃料プール水位	mm																																																																																																							
No.	常時伝送項目	単位																																																																																																							
121	SGTS (B) 作動 (1 系)	DIGITAL																																																																																																							
122	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)	DIGITAL																																																																																																							
123	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)	DIGITAL																																																																																																							
124	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)	DIGITAL																																																																																																							
125	主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)	DIGITAL																																																																																																							
126	6 号機 海水モニタ (指数タイプ)	min-1																																																																																																							
127	SRNM (A) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
128	SRNM (B) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
129	SRNM (C) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
130	SRNM (D) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
131	SRNM (E) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
132	SRNM (F) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
133	SRNM (G) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
134	SRNM (H) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
135	SRNM (J) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
136	SRNM (L) 線形%出力	%PWR																																																																																																							
137	使用済燃料プール水位	mm																																																																																																							

頁	現行	修正	理由																								
II-95	<p data-bbox="398 276 891 300">別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p data-bbox="197 320 1081 435">原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p data-bbox="185 499 474 523">(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="185 536 1003 855"> <tr> <td data-bbox="185 536 443 587">法人の名称</td> <td data-bbox="443 536 1003 587">株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 587 443 638">主たる事務所の所在地</td> <td data-bbox="443 587 1003 638">東京都江東区東陽3丁目7番13号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 638 443 855">業務の範囲及び実施方法</td> <td data-bbox="443 638 1003 855"> 発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="185 900 1003 1251"> <tr> <td data-bbox="185 900 443 951">法人の名称</td> <td data-bbox="443 900 1003 951">日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 951 443 1002">主たる事務所の所在地</td> <td data-bbox="443 951 1003 1002">東京都台東区上野5丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1002 443 1251">業務の範囲及び実施方法</td> <td data-bbox="443 1002 1003 1251"> 美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号	業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	<p data-bbox="1346 276 1839 300">別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p data-bbox="1137 320 2022 435">原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p data-bbox="1126 499 1415 523">(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="1126 536 1944 855"> <tr> <td data-bbox="1126 536 1384 587">法人の名称</td> <td data-bbox="1384 536 1944 587">株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 587 1384 638">主たる事務所の所在地</td> <td data-bbox="1384 587 1944 638">東京都港区港南1丁目8番23号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 638 1384 855">業務の範囲及び実施方法</td> <td data-bbox="1384 638 1944 855"> 発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1126 900 1944 1251"> <tr> <td data-bbox="1126 900 1384 951">法人の名称</td> <td data-bbox="1384 900 1944 951">日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 951 1384 1002">主たる事務所の所在地</td> <td data-bbox="1384 951 1944 1002">東京都台東区上野5丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1002 1384 1251">業務の範囲及び実施方法</td> <td data-bbox="1384 1002 1944 1251"> 美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号	業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	<p data-bbox="2067 233 2168 451">読替の反映（株式会社ネクセライズの本社移転に伴う変更）</p>
法人の名称	株式会社ネクセライズ																										
主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号																										
業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 																										
法人の名称	日本原子力発電株式会社																										
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号																										
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 																										
法人の名称	株式会社ネクセライズ																										
主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号																										
業務の範囲及び実施方法	発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 ・発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 																										
法人の名称	日本原子力発電株式会社																										
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野5丁目2番1号																										
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 																										

頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																																						
III-7	現行	修正	地震起因の通報連絡様式の変更																																																																																																																																																																						
	様式 7-1	様式 7-1																																																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</td> <td style="width:10%;">発信時刻</td> <td style="width:10%;">時</td> <td style="width:10%;">分</td> <td style="width:10%; text-align: right;">送信枚数(/)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">警戒事態該当事象(AL)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">警戒事態該当事象連絡 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">連絡者名</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="5">警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="4">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td colspan="4">柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td colspan="4">調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="4"> 原子炉の運転状態 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</td> </tr> </table> E C C S の作動状態 <input type="checkbox"/>作動なし・作動あり(自動, 手動)・作動失敗 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 排気筒 主排気筒モニタの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) SGT5 モニタの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No.) 海水モニタの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm) その他 () </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	発信時刻	時	分	送信枚数(/)	警戒事態該当事象(AL)					警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)					警戒事態該当事象連絡 年 月 日					原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿					連絡者名					連絡先					警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。					原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46				警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機				警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)				発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)				想定される原因	調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()				検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</td> </tr> </table> E C C S の作動状態 <input type="checkbox"/> 作動なし・作動あり(自動, 手動)・作動失敗				発生前	運転中・起動操作中・停止操作中・停止中	発生後	状態継続・停止操作中・停止・停止失敗	排気筒 主排気筒モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) SGT5 モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No.) 海水モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm) その他 ()				その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</td> <td style="width:10%;">発信時刻</td> <td style="width:10%;">時</td> <td style="width:10%;">分</td> <td style="width:10%; text-align: right;">送信枚数(/)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">警戒事態該当事象(AL)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">警戒事態該当事象連絡 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">連絡者名</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="5">警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="4">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td colspan="4">柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td colspan="4">調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="4"> 原子炉の運転状態 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</td> </tr> </table> E C C S の作動状態 <input type="checkbox"/>作動なし・作動あり(自動, 手動)・作動失敗 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 排気筒 主排気筒モニタの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) SGT5 モニタの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No.) 海水モニタの指示値 <input type="checkbox"/>確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm) その他 () </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td colspan="4"> (当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合) 当施設監視カメラ映像の発生時刻に同期しているカメラ撮影は、監視カメラ映像用機器による観測地震計並に観測地震計による観測地震計による観測地震計に発生日時 年 月 日 時 分 秒 (24 時間表示)] <input type="checkbox"/>確認中, 検知なし, 検知あり (水平方向: gal, 鉛直方向: gal) </td> </tr> </table>	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	発信時刻	時	分	送信枚数(/)	警戒事態該当事象(AL)					警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)					警戒事態該当事象連絡 年 月 日					原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿					連絡者名					連絡先					警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。					原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46				警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機				警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)				発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)				想定される原因	調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()				検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</td> </tr> </table> E C C S の作動状態 <input type="checkbox"/> 作動なし・作動あり(自動, 手動)・作動失敗				発生前	運転中・起動操作中・停止操作中・停止中	発生後	状態継続・停止操作中・停止・停止失敗	排気筒 主排気筒モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) SGT5 モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No.) 海水モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm) その他 ()				その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合) 当施設監視カメラ映像の発生時刻に同期しているカメラ撮影は、監視カメラ映像用機器による観測地震計並に観測地震計による観測地震計による観測地震計に発生日時 年 月 日 時 分 秒 (24 時間表示)] <input type="checkbox"/> 確認中, 検知なし, 検知あり (水平方向: gal, 鉛直方向: gal)				
東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	発信時刻	時	分	送信枚数(/)																																																																																																																																																																					
警戒事態該当事象(AL)																																																																																																																																																																									
警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)																																																																																																																																																																									
警戒事態該当事象連絡 年 月 日																																																																																																																																																																									
原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿																																																																																																																																																																									
連絡者名																																																																																																																																																																									
連絡先																																																																																																																																																																									
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。																																																																																																																																																																									
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46																																																																																																																																																																								
警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機																																																																																																																																																																								
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																																																																																																																																																																								
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)																																																																																																																																																																								
	想定される原因	調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()																																																																																																																																																																							
検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</td> </tr> </table> E C C S の作動状態 <input type="checkbox"/> 作動なし・作動あり(自動, 手動)・作動失敗				発生前	運転中・起動操作中・停止操作中・停止中	発生後	状態継続・停止操作中・停止・停止失敗																																																																																																																																																																	
	発生前	運転中・起動操作中・停止操作中・停止中																																																																																																																																																																							
発生後	状態継続・停止操作中・停止・停止失敗																																																																																																																																																																								
排気筒 主排気筒モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) SGT5 モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No.) 海水モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm) その他 ()																																																																																																																																																																									
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																																																																																																																																																																									
東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	発信時刻	時	分	送信枚数(/)																																																																																																																																																																					
警戒事態該当事象(AL)																																																																																																																																																																									
警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)																																																																																																																																																																									
警戒事態該当事象連絡 年 月 日																																																																																																																																																																									
原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿																																																																																																																																																																									
連絡者名																																																																																																																																																																									
連絡先																																																																																																																																																																									
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。																																																																																																																																																																									
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46																																																																																																																																																																								
警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機																																																																																																																																																																								
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																																																																																																																																																																								
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)																																																																																																																																																																								
	想定される原因	調査中, 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, その他 ()																																																																																																																																																																							
検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中・起動操作中・停止操作中・停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続・停止操作中・停止・停止失敗</td> </tr> </table> E C C S の作動状態 <input type="checkbox"/> 作動なし・作動あり(自動, 手動)・作動失敗				発生前	運転中・起動操作中・停止操作中・停止中	発生後	状態継続・停止操作中・停止・停止失敗																																																																																																																																																																	
	発生前	運転中・起動操作中・停止操作中・停止中																																																																																																																																																																							
発生後	状態継続・停止操作中・停止・停止失敗																																																																																																																																																																								
排気筒 主排気筒モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) SGT5 モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h, No.) 海水モニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm) その他 ()																																																																																																																																																																									
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合) 当施設監視カメラ映像の発生時刻に同期しているカメラ撮影は、監視カメラ映像用機器による観測地震計並に観測地震計による観測地震計による観測地震計に発生日時 年 月 日 時 分 秒 (24 時間表示)] <input type="checkbox"/> 確認中, 検知なし, 検知あり (水平方向: gal, 鉛直方向: gal)																																																																																																																																																																								
	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。 観測地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 柏崎刈羽 1234 号機 水平方向(TP12.8m):185gal, 水平方向(TP-32.5m):120gal, 鉛直方向(TP-32.5m):100gal 柏崎刈羽 5 号機 水平方向(TP27.8m):185gal, 水平方向(TP-17.5m):120gal, 鉛直方向(TP-17.5m):100gal 柏崎刈羽 67 号機 水平方向(TP23.5m):185gal, 水平方向(TP-8.2m):120gal, 鉛直方向(TP-8.2m):100gal																																																																																																																																																																							

頁	現行	修正	理由																								
III-8	<p style="text-align: right;">様式 7-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 発信時刻 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 時 分 </div> </div> <p style="text-align: right;">送信枚数 (/)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content;"> 警戒事態 該当事象 続報 </div> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 警戒事態該当事象 発生後の経過連絡 </div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%;"> 連絡者名 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%;"> 発生後の経過連絡 </div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%;"> 連絡先 </div> </div> <p>原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p> <p>(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注 3) 発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46	警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	警戒事態該当事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)	その他の事項の対応 (注 3)		<p style="text-align: right;">様式 7-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 発信時刻 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 時 分 </div> </div> <p style="text-align: right;">送信枚数 (/)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content;"> 警戒事態 該当事象 続報 </div> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 警戒事態該当事象 発生後の経過連絡 </div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%;"> 連絡者名 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%;"> 発生後の経過連絡 </div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%;"> 連絡先 </div> </div> <p>原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 4)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p> <p>(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向) を記入する。</p> <p>(注 4) 発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46	警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	警戒事態該当事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)	その他の事項の対応 (注 4)		地震起因の通報連絡様式の変更
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46																										
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機																										
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																										
警戒事態該当事象の種類 (注 1)																											
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)																										
その他の事項の対応 (注 3)																											
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46																										
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機																										
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																										
警戒事態該当事象の種類 (注 1)																											
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要)																										
その他の事項の対応 (注 4)																											

頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																		
III-9	<div style="text-align: right;">様式 8-1</div> <div style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 発信時刻 時 分 </div> <div style="text-align: right;">送信枚数(1/1)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定事象 (SE)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定事象 (GE)</div> </div> <p>特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報)</p> <p>上記のうち不要なものを削除</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">第 10 条通報</div> <p>通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>特定事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機 _____</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">特定事象の種類</th> <th style="width: 45%;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基礎</th> <th style="width: 45%;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基礎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*□SE01</td> <td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE04</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE05</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線物質の放出</td> <td>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE06</td> <td>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> </tr> <tr> <td>□SE21</td> <td>原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による一部注水不能</td> <td>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射線物質の異常放出</td> </tr> <tr> <td>□SE22</td> <td>原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> </tr> <tr> <td>*□SE23</td> <td>残留熱除去機能の喪失</td> <td>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</td> </tr> <tr> <td>*□SE25</td> <td>非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失</td> <td>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による注水不能</td> </tr> <tr> <td>□SE27</td> <td>直流電源の部分喪失</td> <td>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE29</td> <td>停止中の原子炉冷却機能の喪失</td> <td>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE30</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>*□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>*□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE41</td> <td>格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>*□GE28 炉心損傷の検出</td> </tr> <tr> <td>*□SE42</td> <td>2 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ</td> <td>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td> </tr> <tr> <td>□SE43</td> <td>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE51</td> <td>原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>□SE52</td> <td>所内外通信連絡機能の全ての喪失</td> <td>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>□SE53</td> <td>火災・溢水による安全機能の一部喪失</td> <td>*□GE42 2 つの隔壁喪失及び 1 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ</td> </tr> <tr> <td>*□SE55</td> <td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> <td>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p> <p>想定される原因 調査中、故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、その他()</p> <p>発生した特定事象の概要</p> <p>原子炉の運転状態</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中</td> <td>起動操作中</td> <td>停止操作中</td> <td>停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続</td> <td>停止操作中</td> <td>停止</td> <td>停止失敗</td> </tr> </table> <p>E C C S の作動状態</p> <p>要求信号作動なし・作動あり(自動、手動)・作動失敗</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps)</p> <p>SGTS モニタの指示値 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps)</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h、No.)</p> <p>海水モニタの指示値 確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm)</p> <p>その他()</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p>	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基礎	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基礎	*□SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	*□GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出	*□SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	*□SE05	火災爆発等による管理区域外での放射線物質の放出	*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	*□SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	□SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による一部注水不能	*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射線物質の異常放出	□SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	*□SE23	残留熱除去機能の喪失	*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗	*□SE25	非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失	*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による注水不能	□SE27	直流電源の部分喪失	*□GE22 原子炉注水機能の喪失	*□SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	*□SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失	*□SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失	*□SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	*□GE28 炉心損傷の検出	*□SE42	2 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ	*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	□SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	*□SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	□SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	*□GE41 格納容器圧力の異常上昇	□SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	*□GE42 2 つの隔壁喪失及び 1 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ	*□SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失			*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	発生前	運転中	起動操作中	停止操作中	停止中	発生後	状態継続	停止操作中	停止	停止失敗	<div style="text-align: right;">様式 8-1</div> <div style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 発信時刻 時 分 </div> <div style="text-align: right;">送信枚数(1/1)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定事象 (SE)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定事象 (GE)</div> </div> <p>特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報)</p> <p>上記のうち不要なものを削除</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">第 10 条通報</div> <p>通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</p> <p>特定事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機 _____</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分 (24 時間表示)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">特定事象の種類</th> <th style="width: 45%;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基礎</th> <th style="width: 45%;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基礎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*□SE01</td> <td>敷地境界付近の放射線量の異常放出</td> <td>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE04</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE05</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線物質の放出</td> <td>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE06</td> <td>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> </tr> <tr> <td>□SE21</td> <td>原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による一部注水不能</td> <td>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射線物質の異常放出</td> </tr> <tr> <td>□SE22</td> <td>原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> </tr> <tr> <td>*□SE23</td> <td>残留熱除去機能の喪失</td> <td>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</td> </tr> <tr> <td>*□SE25</td> <td>非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失</td> <td>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による注水不能</td> </tr> <tr> <td>□SE27</td> <td>直流電源の部分喪失</td> <td>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE29</td> <td>停止中の原子炉冷却機能の喪失</td> <td>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE30</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>*□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>*□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失</td> </tr> <tr> <td>*□SE41</td> <td>格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>*□GE28 炉心損傷の検出</td> </tr> <tr> <td>*□SE42</td> <td>2 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ</td> <td>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td> </tr> <tr> <td>□SE43</td> <td>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>*□SE51</td> <td>原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>□SE52</td> <td>所内外通信連絡機能の全ての喪失</td> <td>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>□SE53</td> <td>火災・溢水による安全機能の一部喪失</td> <td>*□GE42 2 つの隔壁喪失及び 1 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ</td> </tr> <tr> <td>*□SE55</td> <td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> <td>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p> <p>想定される原因 調査中、故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、その他()</p> <p>発生した特定事象の概要</p> <p>原子炉の運転状態</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発生前</td> <td>運転中</td> <td>起動操作中</td> <td>停止操作中</td> <td>停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td>状態継続</td> <td>停止操作中</td> <td>停止</td> <td>停止失敗</td> </tr> </table> <p>E C C S の作動状態</p> <p>要求信号作動なし・作動あり(自動、手動)・作動失敗</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps)</p> <p>SGTS モニタの指示値 確認中・変化なし・変化あり(cps→ cps)</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中・変化なし・変化あり(最大値: nSv/h→ nSv/h、No.)</p> <p>海水モニタの指示値 確認中・変化なし・変化あり(cpm→ cpm)</p> <p>その他()</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。</p> <p>観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 柏崎刈羽 1234 号機 水平方向(TP12.8m)：185gal、水平方向(TP-32.5m)：120gal、鉛直方向(TP-32.5m)：100gal 柏崎刈羽 5 号機 水平方向(TP27.8m)：185gal、水平方向(TP-17.5m)：120gal、鉛直方向(TP-17.5m)：100gal 柏崎刈羽 67 号機 水平方向(TP23.5m)：185gal、水平方向(TP-8.2m)：120gal、鉛直方向(TP-8.2m)：100gal</p>	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基礎	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基礎	*□SE01	敷地境界付近の放射線量の異常放出	*□GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出	*□SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	*□SE05	火災爆発等による管理区域外での放射線物質の放出	*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	*□SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	□SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による一部注水不能	*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射線物質の異常放出	□SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	*□SE23	残留熱除去機能の喪失	*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗	*□SE25	非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失	*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による注水不能	□SE27	直流電源の部分喪失	*□GE22 原子炉注水機能の喪失	*□SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	*□SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失	*□SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失	*□SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	*□GE28 炉心損傷の検出	*□SE42	2 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ	*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	□SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	*□SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	□SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	*□GE41 格納容器圧力の異常上昇	□SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	*□GE42 2 つの隔壁喪失及び 1 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ	*□SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失			*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	発生前	運転中	起動操作中	停止操作中	停止中	発生後	状態継続	停止操作中	停止	停止失敗	地震起因の通報連絡様式の変更
特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基礎	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基礎																																																																																																																																																			
*□SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	*□GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出																																																																																																																																																			
*□SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出																																																																																																																																																			
*□SE05	火災爆発等による管理区域外での放射線物質の放出	*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出																																																																																																																																																			
*□SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出																																																																																																																																																			
□SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による一部注水不能	*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射線物質の異常放出																																																																																																																																																			
□SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故																																																																																																																																																			
*□SE23	残留熱除去機能の喪失	*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗																																																																																																																																																			
*□SE25	非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失	*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による注水不能																																																																																																																																																			
□SE27	直流電源の部分喪失	*□GE22 原子炉注水機能の喪失																																																																																																																																																			
*□SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失																																																																																																																																																			
*□SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失																																																																																																																																																			
*□SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失																																																																																																																																																			
*□SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	*□GE28 炉心損傷の検出																																																																																																																																																			
*□SE42	2 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ	*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失																																																																																																																																																			
□SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																			
*□SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																			
□SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	*□GE41 格納容器圧力の異常上昇																																																																																																																																																			
□SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	*□GE42 2 つの隔壁喪失及び 1 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ																																																																																																																																																			
*□SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失																																																																																																																																																			
		*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生																																																																																																																																																			
発生前	運転中	起動操作中	停止操作中	停止中																																																																																																																																																	
発生後	状態継続	停止操作中	停止	停止失敗																																																																																																																																																	
特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基礎	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基礎																																																																																																																																																			
*□SE01	敷地境界付近の放射線量の異常放出	*□GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出																																																																																																																																																			
*□SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出																																																																																																																																																			
*□SE05	火災爆発等による管理区域外での放射線物質の放出	*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出																																																																																																																																																			
*□SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出																																																																																																																																																			
□SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による一部注水不能	*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射線物質の異常放出																																																																																																																																																			
□SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故																																																																																																																																																			
*□SE23	残留熱除去機能の喪失	*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗																																																																																																																																																			
*□SE25	非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失	*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用心冷却装置による注水不能																																																																																																																																																			
□SE27	直流電源の部分喪失	*□GE22 原子炉注水機能の喪失																																																																																																																																																			
*□SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失																																																																																																																																																			
*□SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失																																																																																																																																																			
*□SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失																																																																																																																																																			
*□SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	*□GE28 炉心損傷の検出																																																																																																																																																			
*□SE42	2 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ	*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失																																																																																																																																																			
□SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																			
*□SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																			
□SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	*□GE41 格納容器圧力の異常上昇																																																																																																																																																			
□SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	*□GE42 2 つの隔壁喪失及び 1 つの隔壁の喪失又は喪失のおそれ																																																																																																																																																			
*□SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失																																																																																																																																																			
		*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生																																																																																																																																																			
発生前	運転中	起動操作中	停止操作中	停止中																																																																																																																																																	
発生後	状態継続	停止操作中	停止	停止失敗																																																																																																																																																	

頁	現行	修正	理由																								
III-11	<p style="text-align: right;">様式 9-1</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 送信枚数 (/)</p> <p>第 25 条 報告</p> <p style="text-align: right;">(第 報)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿</p> <p>第 25 条 報告 報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時, 対応の概要) ※添付の有り・無し</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。 (注 3) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46	特定事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要) ※添付の有り・無し	その他の事項の対応 (注 3)		<p style="text-align: right;">様式 9-1</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>発信時刻 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 送信枚数 (/)</p> <p>第 25 条 報告</p> <p style="text-align: right;">(第 報)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長, 関係知事市町村長 殿</p> <p>第 25 条 報告 報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2) <u>(注 3)</u></td> <td>(対応日時, 対応の概要) ※添付の有り・無し</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 4)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。 (注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。 <u>(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。</u> (注 4) 発電所対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46	特定事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2) <u>(注 3)</u>	(対応日時, 対応の概要) ※添付の有り・無し	その他の事項の対応 (注 4)		地震起因の通報連絡様式の変更
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46																										
特定事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機																										
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																										
特定事象の種類 (注 1)																											
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要) ※添付の有り・無し																										
その他の事項の対応 (注 3)																											
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町 16 番地 46																										
特定事象の発生箇所 (注 1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機																										
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																										
特定事象の種類 (注 1)																											
発生事象と対応の概要 (注 2) <u>(注 3)</u>	(対応日時, 対応の概要) ※添付の有り・無し																										
その他の事項の対応 (注 4)																											